

# 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格取得支援とし、受験料や交通費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。  各種研修受講については、階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	キャリアパスモデルを作成し、職務内容の整備を図り、昇給と連動を行っている。
労 働 環 境・ 処 遇	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	リフト浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフト上の配慮、男性職員の育児休業取得の実績もある。

の 改 善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝の朝礼、ミーティングを実施し支援の内容や気づきを積極的に発言し支援に反映を行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種事故対応マニュアルや委員会を整備し、アクシデントレポートや報告書等を作成し原因の追究及び改善を都度実施している。
そ の 他	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)	各個人の希望に合わせた勤務シフトの導入をしている。
	職員の増員による業務負担の軽減	補助業務を切り分けてシルバー人材を活用することで、効率化を図っている。法人間での連携により積極的に職員の採用を進め、国の配置基準以上の職員配置を敷いている。

#### 施設別加算取得状況

施設名	提供サービス	取得加算
特別養護老人ホームゆたか園	介護福祉施設	I
	短期入所	I
デイサービスセンターひまわり荘	通所介護、通所独自	II
訪問介護事業所ごだい	訪問介護、訪問独自	I
ゆたかな郷	小規模多機能(予防) 認知症型協同生活(予防)	II
デイサービスセンター元気リハビリしなやか	通所介護、通所独自	II